ローラーの運転の業務に係る

特別教育のご案内

受講者募集

講習目的

労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づき、事業者は、締固めよう機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

- 対象 者
 満18歳以上の方
- 2. 日時平成29年5月31日(水) 9時00分から16時30分6月 1日(木) 9時00分から16時40分
- 3. 受 講 料 会員 17,000円・非会員 20,000円 受講料は振り込みでもお支払いできます。

(振込先:北上信用金庫 大堤支店 普通 0138613 職業訓練法人北上職業訓練協会)

4. 場 所

北上高等職業訓練校

〒024-0051 北上市相去町山田 2番地 42

TEL: 0197-81-5577 FAX: 0197-81-5578

- 5. 準備するもの
 - ・写真2枚(2.4×3.0cm)・筆記用具・昼食
 - ・実技講習は適した服装・印鑑(修了証交付時)
- 6. 申 込 方 法

電話でも申込みできますが、申込締切前日までに申込書・写真・受講料をお送りください。「申込書」はホームページ(http://kitakun.org/)からダウンロードできます。

- 7. 申 込 締 切 日 平成 29 年 5 月 23 日(火)
- 8. そ の 他

講習開始時間10分前までに集合してください。遅れますと修了できない場合があります。前・ 当日キャンセルの場合、受講料を全額頂くことになります。

職業訓練法人 北上職業訓練協会 北上高等職業訓練校

〒024-0051 北上市相去町山田 2 番地 42 TEL: 0197-81-5577 FAX: 0197-81-5578 E-mail: info@kitakun.org HP: http://www.kitakun.org.

